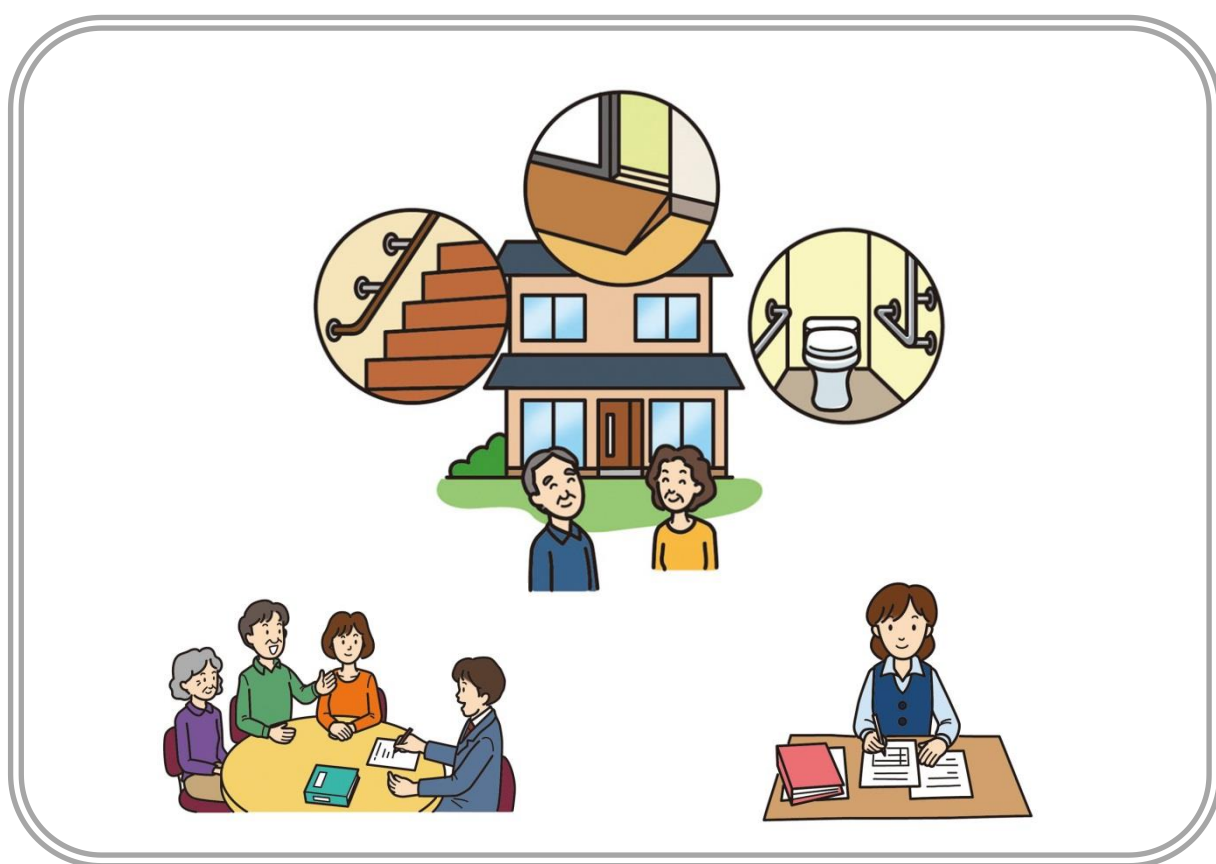


松山市 介護保険制度における 住宅改修の手引き



令和6年1月（第4版）

松山市 介護保険課

改版履歴

介護保険制度における住宅改修の手引きに関する改版履歴を以下の表に示します。

第3.5版から第4版への改版履歴 (改版部分には本文中に二重線を引いています)

改版月：令和6年1月

該当箇所	該当ページ	変更内容
3. 支給限度基準額	3	「負担割合の基準日は、領収証に記載のある領収日」を追加しました。
5. 手続きの流れ ＜事前申請時の提出書類と留意点＞ 6. カタログ	9	「複数品番等がある場合は、特定できるように丸印等を付けること」を追加しました。
5. 手続きの流れ ＜事後申請時の提出書類と留意点＞ 《留意点》住宅改修箇所の写真	11	「改修後、段差が残る場合は、段差の状況が分かるメジャーをあてた写真を撮影」を追加しました。
5. 手続きの流れ ＜事後申請時の提出書類と留意点＞ 《留意点》家族等が自ら行う住宅改修について	12	「通信販売で材料を購入し、コンビニで支払った場合は、コンビニが発行する領収証・レシートで可」を追加しました。
6. 住宅改修の種類 (1) 手すりの取付け	13	「ビスキャップ等の部材で、専ら見栄え等のために使用するものは、住宅改修の支給対象外です。」を追加しました。
6. 住宅改修の種類 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	14	「○ 既存マンホールの移設」「× マンホールの新設」「タイルへ変更の場合、滑り防止等の効果が記載されたカタログが必要となります。」を追加しました。
6. 住宅改修の種類 (4) 引き戸等への扉の取替え	15	「○ 扉の取替に伴う補修」を追加しました。

6. 住宅改修の種類 (5) 洋式便器等への便器の取替え	1 6	「洋式便器を便座の高さが高いものに取り換える場合は、原則、3cm以上高くなるようにしてください。(3cm未満となる場合は、事前にご相談ください。)」を追加しました。
6. 住宅改修の種類 (6) (再掲) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	1 6	「④扉の取り替え」に「クロス貼りやスイッチ移設などの電気工事は除く」を追加しました。 「⑤便器の取り替え」に、「床の解体を伴う場合等」を追加しました。
7. 住宅改修費が支給できない場合	1 6	①及び②の一部を変更するとともに、「被保険者が工事期間中に死亡した場合、死亡時に完成している部分について支給対象」を追加しました。

第3版から第3.5版への改版履歴

改版月：令和3年12月

該当箇所	該当ページ	変更内容
2. 対象要件	2	《留意点》に「要介護者等の心身の状況や・・・」と「住宅に固定する・・・」を追加しました。
3. 支給限度基準額	3	2行目の「1割」を「1～3割」に変更しました。 ＜負担割合ごとの内訳＞を追加しました。
4. 支払方法 (1) 償還払い方式	6	1行目の「給付対象部分の9割の金額」を「給付対象部分から自己負担分（1～3割）を差し引いた金額」に変更しました。
4. 支払方法 (2) 受領委任払い方式	6	1行目の「1割」を「1～3割」に、2行目の「9割分」を「7～9割分」に変更しました。 ＜保険給付の支払方法変更の確認について＞を追加しました。
4. 支払方法 (2) 受領委任払い方式 ＜受領委任払い方式を利用できる対象者等について＞	6	1行目の「市民税非課税世帯又は生活保護受給者の方で、介護保険料を滞納されていない方のみとなります。」を「介護保険料の滞納により保険給付の支払方法が変更になっていない方です。」に変更しました。
5. 手続きの流れ ＜事前申請時の提出書類と留意点＞ 2. 住宅改修の確認書・承諾書	9	留意点を変更しました。

<p>5. 手続きの流れ <事前申請時の提出書類と留意点> 7. 介護保険給付費受領委任払い承認申請書</p>	9	2行目の「氏名・住所の記載及び押印」を「氏名の自署及び住所の記載」に変更しました。
<p>5. 手続きの流れ <事後申請時の提出書類と留意点> 1. 住宅改修費支給申請書（受領委任または償還払い方式）</p>	10	3行目「本人印が押印されている。（訂正箇所には訂正印がある。）」を「申請者氏名が自署されていること」に、4行目「朱肉を使った印を押印していること」を「訂正箇所に訂正印があること（氏名及び金額は訂正できません）」に変更しました。
<p>5. 手続きの流れ <事後申請時の提出書類と留意点> 2. 領収証（原本）（受領委任払の場合）</p>	10	「1割」を「1～3割」に変更し、「※ただし、施工内容に給付の対象とならない部分が含まれるときは、当該対象外費用の全額に保険対象部分の1～3割を合算した額である※」を追加しました。
<p>5. 手続きの流れ <事後申請時の提出書類と留意点> 《留意点》申請書等への押印及び訂正について</p>	11	2行目「氏名の訂正」を「氏名及び金額の訂正」に変更しました。
<p>5. 手続きの流れ <事後申請時の提出書類と留意点> 《留意点》領収証について</p>	11	「領収書」を「領収証」に変更しました。 (2) 2行目に「金額の訂正は認められません。」を追加しました。
<p>5. 手続きの流れ <事後申請時の提出書類と留意点> 《留意点》家族等が自ら行う住宅改修について</p>	12	4行目に「なお、通信販売で・・・」を追加しました。
<p>6. 住宅改修の種類 (1) 手すりの取付け 【参考事例】○保険給付の対象工事の箇所</p>	13	「○ 既存手すりの撤去費（付け替え・移設の場合）」を「○ 既存手すりの撤去費（取替え・移設の場合）」に、「○ 手すりの付け替え・移設（身体状況の変化等による場合のみ）」を「○ 既存手すりの取替え・移設（身体状況の変化等による場合のみ）」に変更しました。

6. 住宅改修の種類 (2)段差の解消 〔付帯工事〕	1 3	「浴室の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事」を「浴室の床のかさ上げ（浴室の洗い場のかさ上げや、浴槽の取替え）に伴う給排水設備工事」に変更しました。
6. 住宅改修の種類 (2)段差の解消 【参考事例】○保険給付の対象工事の箇所	1 4	「○ 浴室の床のかさ上げ・・・」を追加しました。
6. 住宅改修の種類 (2)段差の解消 【参考事例】×対象外工事の箇所	1 4	「× 浴槽の取替えに伴う給湯器・シャワー・水栓の工事」を削除し、「× 給湯器の新設・移設・取替え工事」と「× 浴室の床のかさ上げ・・・」を追加しました。

第2版から第3版への改版履歴

改版月：平成25年5月

該当箇所	該当ページ	変更内容
5. 手続きの流れ ＜事前申請時の提出書類と留意点＞ 3. 工事見積書（工事費内訳書）	9	6行目に「・手すり取付けの場合で、例えば2メートルの木製手すりを切って数か所に取り付ける場合には各箇所ごとに長さの記載が必要・・・」を追加しました。
5. 手続きの流れ ※事前承認後の変更について	10	4行目の「必ず事前にケアマネジャーにより・・・」に変更しました。
5. 手続きの流れ 《留意点》 領収書について (1)	11	「氏名の訂正は認められません。」を追加しました。
6. 住宅改修の種類 (1)手すりの取付け	13	「× 家具等への手すりの取付け（下駄箱等の固定されていない家具への取付け）」及び注釈を追加しました。跳ね上げ式手すり等についての説明を追加しました。
6. 住宅改修の種類 (2)段差の解消 【参考事例】	14	「× 着脱式の踏み台の設置」及び注釈を追加しました。
6. 住宅改修の種類 (4)引き戸等への扉の取替え 【参考事例】	15	「× 間口の拡大」を 「× 扉の使用に支障がない場合の、間口の拡大」に変更し、注釈を追加しました。

初版から第2版への改版履歴

改版月：平成24年7月

該当箇所	該当ページ	変更内容
1. 介護保険制度における住宅改修費支給制度について	1	《留意点》「住宅改修の効果の確認について」を追加しました。
3. 支給限度基準額	3～5	「3段階リセットの例外」・「転居リセットの例外」の例を追加しました。
6. 住宅改修の種類	12～14	<p>(1) 手すりの取付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象外工事から「転落防止のための柵」を削除しました。(平成24年度法改正) <p>(2) 段差の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象工事に「傾斜の解消」を追加しました。(平成24年度法改正) ・付帯工事及び対象工事に「転落防止柵の設置」を追加しました。(平成24年度法改正) ・対象外工事に「転落防止柵の設置単独の工事」を追加しました。(平成24年度法改正) <p>(4) 引き戸等への扉の取替え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「扉の撤去」を追加しました。(平成24年度法改正) <p>(5) 洋式便器等への便器の取替え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・※印の2か所(波線部分)の表現に変更しました。(主旨は変えていません。) ・「※和式便器から洋式便器への取り換えに伴い、暖房便座や洗浄機能等が付加されている・・・」の記載場所を表の下へ移動しました。